

委員会提出議案第 3 号

橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び
会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 20 日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 辻 本 勉

橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

橋本市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 24 年橋本市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前																		
(政務活動費を充てることができる経費の範囲)	(政務活動費を充てることができる経費の範囲)																		
第 5 条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、 <u>広報広聴</u> 、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。	第 5 条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、 <u>広報</u> 、 <u>広聴</u> 、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。																		
2 略	2 略																		
(収支報告書等の保存 <u>及び閲覧</u>)	(収支報告書の保存)																		
第 8 条 議長は、第 6 条第 1 項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。	第 8 条 議長は、第 6 条第 1 項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。																		
2 <u>何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。</u>																			
3 <u>議長は、前項の規定による請求があったときは、橋本市情報公開条例（平成 18 年橋本市条例第 11 号）第 6 条各号に規定する情報が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。</u>																			
別表（第 5 条関係） 政務活動費使途基準	別表（第 5 条関係） 政務活動費使途基準																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td><td>略</td></tr> <tr> <td>研修費</td><td>略</td></tr> <tr> <td>広報広聴費</td><td>議員が行う活動や市政について、市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取、住民相談などに要する経費</td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	調査研究費	略	研修費	略	広報広聴費	議員が行う活動や市政について、市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取、住民相談などに要する経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td><td>略</td></tr> <tr> <td>研修費</td><td>略</td></tr> <tr> <td>広報費</td><td>議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費</td></tr> <tr> <td>広聴費</td><td>議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費</td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	調査研究費	略	研修費	略	広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
項目	内容																		
調査研究費	略																		
研修費	略																		
広報広聴費	議員が行う活動や市政について、市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取、住民相談などに要する経費																		
項目	内容																		
調査研究費	略																		
研修費	略																		
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費																		
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費																		

要請・陳情活動費	略
会議費	略
資料作成費	略
資料購入費	略
人件費	略
事務所費	略
事務費	議員が行う活動に必要な事務の遂行に要する経費

要請・陳情活動費	略
会議費	略
資料作成費	略
資料購入費	略
人件費	略
事務所費	略

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

年度政務活動費収支報告書		議員名
1 収 入		
政務活動費 _____ 円		
2 支 出		
(単位：円)		
項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
合 計		
3 残 額 _____ 円		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。